

○岐阜大学における寄附金からの一部拠出に関する取扱要項

(平成 25 年 7 月 1 日学長裁定)

改正 令和 2 年 4 月 1 日 要項 令和 3 年 10 月 19 日 岐大要項

第 1 趣旨

この要項は、東海国立大学機構寄附金受入規程第 13 条の規定に基づき、東海国立大学機構（以下「機構」という。）が受け入れた寄附金のうち岐阜大学に配分されたものの一部を、学長のリーダーシップにより教育研究の更なる活性化を図ることを目的として拠出する経費の取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

第 2 拠出時期及び額

機構からの寄附金受入配分時に、受入配分額の 5%相当額とする。

第 3 対象外の寄附金

次の各号に掲げる寄附金は、一部拠出の対象としない。

- 一 寄附講座、寄附研究部門を設置目的として寄附されるもの
- 二 研究助成財団等の公募による研究助成金の採択によるもの
- 三 機構所属の教員個人が自己の資金により自己に対して行うもの
- 四 教育学部附属小中学校に寄附されるもの
- 五 岐阜大学基金として受け入れるもの
- 六 岐阜大学クラウドファンディング実施要項の規定により集められた支援金
- 七 その他、学長が認めるもの

第 4 経費の使途

大学改革の推進や全学共通の管理運営等に使用する。

附 則

この要項は、平成 25 年 9 月 1 日から実施する。

附 則(令和 2 年 4 月 1 日 要項)

この要項は、令和 2 年 4 月 1 日から実施する。

附 則(令和 3 年 10 月 19 日 岐大要項)

この要項は、令和 3 年 10 月 19 日から実施する。